

公共サービス改革とは

- ✓ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年成立）に基づき、公共サービスの実施について、透明かつ公正な競争の下で、民間事業者の創意工夫を反映することにより、良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指すもの。
- ✓ 毎年度見直しを行う「公共サービス改革基本方針」（閣議決定）において、公共サービス改革を推進するために取り組むべき共通的事項（本文）と法の対象となる個別事業（別表）を定めている。
- ✓ 法の対象となった事業の所管府省等は、官民競争入札等監理委員会の関与の下で作成した入札の実施要項に基づき事業者を選定し、事業を実施する。対象事業の実施期間終了にあわせて、総務省において事業の評価案を作成し、官民競争入札等監理委員会で審議を行う。

【令和5年度変更のポイント】

○本文：事業を取り巻く近年の環境変化への対応

人手不足や物価の上昇等への対応として、リモートワークの拡充や新技術の活用による対象公共サービスの効率的な実施を可能とし、その担い手の安定的な確保につなげる旨を記載

○別表：

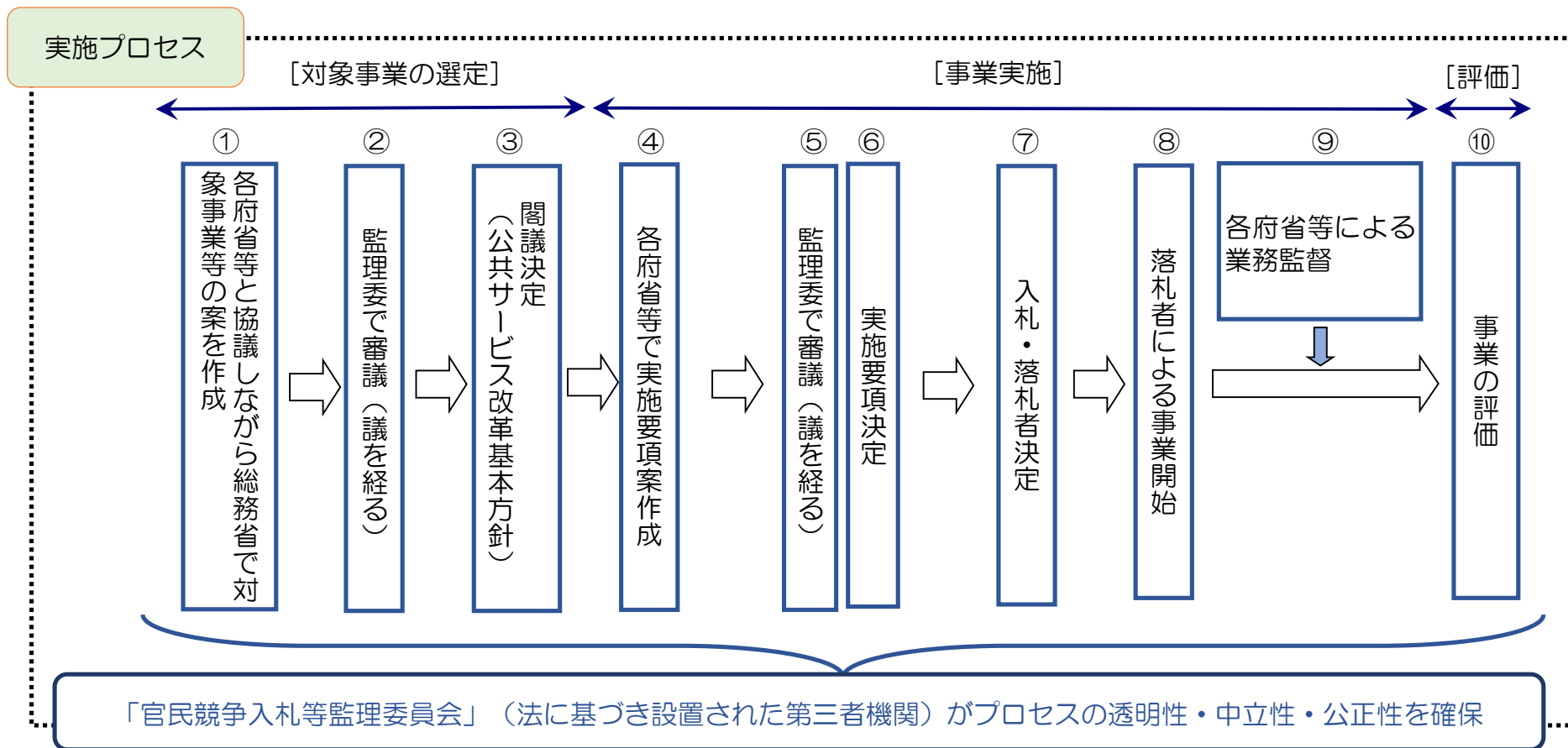
①新規対象事業の追加（参考3）

行政情報ネットワークシステム関連業務3事業、施設管理・運営業務5事業など、計10事業を追加

②既存事業の取扱い

・刑事施設の運営業務について、対象施設を追加
・事業の評価に基づき、引き続き法の対象となる事業の入札予定、契約期間を記載

(参考1) 市場化テストの実施プロセス等



<対象事業数と経費削減額>

- 現在の対象事業数：110事業（累計：430事業）
- 令和4年度までの経費削減額（比較可能な288事業）：約224億円（約24%削減）

(参考2) 公共サービス改革における主な取組

市場化テストでは、発注者である国の行政機関等が、監理委員会での審議を経て事業実施者を選定するための入札の実施要項を作成し、これに基づいて入札・契約が行われる。

〈監理委員会での審議のポイント〉

1. 入札スケジュールの見直しによる公告期間の確保、引継期間の確保等
2. 従来の実施状況の情報開示、仕様の明確化等による事業者負担・コストの予見可能性の向上
3. 達成すべき成果、参入要件・業務実施方法等の見直し
 - (イ) 事業者の入札参加資格、実績要件等の見直し
 - (ロ) 業務従事者の資格要件、常駐要件等の緩和
 - (ハ) 達成すべき目標の見直し、オンラインによる業務処理の促進等
4. 事業の枠組みの見直し (契約の複数年度化、業務の専門性等に着目した分割・統合等)
5. 入札不参加事業者へのヒアリング、不参加の背景・要因分析等を通じた能動的な市場開拓

→上記取組を通じて、民間事業者の新規参入を促し、公共サービスの担い手を確保

(参考3) 令和5年度基本方針の見直しで追加する対象事業

※事業規模はいずれも単年度

●行政情報ネットワークシステム関連業務

府省名	実施機関名	対象事業名	事業規模（億円）
デジタル庁	デジタル庁	人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務	1.8
法務省	法務省	供託システムの運用保守業務	0.7
国土交通省	国土交通省	建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等業務	5.0

●施設管理・運営業務

府省名	実施機関名	対象事業名	事業規模（億円）
文部科学省	(独) 国立美術館	京都国立近代美術館来館者対応業務	0.8
文部科学省	(独) 国立美術館	国立新美術館ライブラリー運営業務	0.3
文部科学省	(独) 国立美術館	国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務	0.6
文部科学省	(独) 日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所施設清掃業務	1.4
国土交通省	国土交通省	性能評価センター機械施設保全業務	0.7

●統計調査関連業務

府省名	実施機関名	対象事業名	事業規模（億円）
国土交通省	国土交通省	建設工事統計調査 調査業務	(注)

(注)これまで一部の業務のみを民間委託していたが、新たに包括的に民間委託することとしたもの。

●その他の業務

府省名	実施機関名	対象事業名	事業規模（億円）
環境省	環境省	循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援業務	0.5

合計		10事業	11.8億円
----	--	------	--------